

☆こちらもご利用ください☆

### ◆女性のための総合相談

(静岡市葵区東草深町 3-18)

☎054-248-1234

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	家族や職場等の人間関係、日常生活での女性の悩みや不安に、女性相談員が相談を受け、一緒に解決の糸口を探します。  <相談例> 仕事、妊娠・出産・子育て、夫婦関係、性、DV、親子関係など	火曜日 水曜日 金曜日	9:00 ~13:00  14:00 ~17:00	電話  ※電話相談のあと、ご希望や必要に応じて面接相談をご利用いただけます。
		木曜日	9:00 ~11:00  14:00 ~17:00	
		土曜日	9:00 ~13:00	
法律相談 予約制	女性を取り巻く法律に関する様々な悩みや問題に、弁護士(女性)が分かりやすく説明、相談を受けます。	第1 土曜日  第3 木曜日	14:00 ~17:00	面談  ※事前予約が必要です。

※祝日を除く

### ◆メンズほっとライン静岡(男性相談)

☎054-274-0105

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	男性の抱える悩みを何でもお受けします。秘密は厳守します。  <相談例> 仕事、子育て、夫婦関係、性、DV、親子関係など	第2・4 火曜日 (祝日を除く)	19:00 ~21:00	電話

### ◆にじいろ電話相談(LGBTQ相談)

☎054-248-2216

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	自分のセクシュアリティや性別の違和感等について悩んでいる方、そのご家族、友人、先生、上司から電話でお話を伺います。	第2 土曜日	14:00 ~17:00	電話

男女共同参画に関するお問合せは

〒420-8602

静岡市葵区追手町 5-1

社会的包摂推進課

男女共同参画・人権政策係

☎054-221-1349

男女共同参画に関する  
苦情・相談ごとは  
ありませんか？

この制度は「静岡市男女共同参画推進条例第23条」に基づくものです。



静岡市

## <こんな時にご相談ください>

### 1. 静岡市が行う施策のなかで、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものがあるとき。

#### ◆ご相談の流れ

(1) まずは、社会的包摂推進課へご相談ください。(☎054-221-1349)  
制度についてご案内させていただきます。

(2) 「申出書」をご提出いただきます。  
申出書は、社会的包摂推進課あて郵送またはご持参ください。

(様式：  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002639.html>)

(3) 申出書に基づき、関係する部署などと協議し、必要により、「静岡市男女共同参画審議会」に意見を聴き、必要があると認められるときは改善等を行います。



### 2. 性別による差別で、人権が侵害されたとき。

(例)「女だからだめ」「男だからだめ」等の理由で、機会を与えられなかった。

例のような、性別にかかる人権侵害についての相談を受け付けます。  
ただし、市内で1年以内に発生した事案が対象となります。

#### ◆ご相談の流れ

(1) まずは、社会的包摂推進課へご相談ください。(☎054-221-1349)  
制度についてご案内させていただきます。  
内容により、他の機関をご案内することもあります。

(2) 「申出書」をご提出いただきます。  
申出書は、社会的包摂推進課あて郵送またはご持参ください。

(様式：  
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002639.html>)

(3) 申出書に基づき、関係者の協力を得て調査を行います。  
その結果について、必要に応じ、「静岡市男女共同参画専門相談委員」(弁護士等3名)に意見を聴き、調査の結果、必要があると認められるときは、関係者に要請や助言を行います。  
また、国・県等関係機関と協力して解決に努めます。

(以下の点にご注意ください)

★次の申し出は、対応することができません。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第17条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(よくあるご質問)

#### Q. 匿名でも申し出できますか？

A. お問合せは匿名でできますが、申出書に記入する段階で、申出をする人の住所、氏名、連絡先等が必要になります。相談の内容・氏名などプライバシーは守ります。

#### Q. 誰でも申し出ができますか？

A. 市内に住んでいるか、市内に通勤、通学している方が申し出できます。

#### Q. 具体的な申し出方法は？

A. 申出書に、住所、氏名、連絡先、申し出の趣旨・内容などをご記入のうえ、郵送または、直接提出してください。  
申出書は、社会的包摂推進課で配布しているほか、静岡市ホームページから入手できます。

(様式：

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002639.html>)